

景観法の届出に必要な書類

(景観法施行規則第1条及び湯河原町景観条例第7条第2項)

届 出 行 為	添 付 図 書	
	種 類	備 考
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替	付 近 見 取 図	敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面
	配 置 図	敷地内における建築物の位置を表示する図面
	平 面 図	各階の平面図
	立 面 図	彩色が施された二面以上の立面図
	断 面 図	主要部分の断面図
	写 真	敷地及び周辺の状況を示す写真
建築物の外観の色彩の変更	付 近 見 取 図	敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面
	変 更 す る 部 分 の 立 面 図	彩色が施された二面以上の立面図 (変更する部分が二面に満たない場合は一面とする。)
	写 真	敷地及び周辺の状況を示す写真
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替	付 近 見 取 図	敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面
	配 置 図	敷地内における工作物の位置を表示する図面
	平 面 図	配置図と兼用可
	立 面 図	彩色が施された二面以上の立面図
	写 真	敷地及び周辺の状況を示す写真
工作物の外観の色彩の変更	付 近 見 取 図	敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面
	変 更 す る 部 分 の 立 面 図	彩色が施された二面以上の立面図 (変更する部分が二面に満たない場合は一面とする。)
	写 真	敷地及び周辺の状況を示す写真

※ 縮尺は、付近見取図：1/2,500、配置図・平面図・断面図：1/100、立面図：1/50以上とする。
ただし、行為の規模が大きいため、適切に表示できない場合には、規模に応じて、町長が適切と認める縮尺とすることができる。

※ 外観の色彩の変更で、変更面積の合計が500㎡以下のものは、写真をもって立面図とすることができる。